

令和7年12月10日

四国運輸局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

(令和7年11月分)

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者3者(3営業所)に対して、道路運送法第40条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国運輸局自動車交通部

自動車監査官 竹藪、福家

電話：087-802-6774

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和7年11月分 四国運輸局自動車交通部

行政処分等の年月日	事業の種類	事業者名称及び営業所名称	管轄運輸支局	行政処分等の内容	行政処分等の詳細
令和7年11月12日	一般貸切 (貸切バス)	鳳凰国際観光株式会社 (法人番号3470001017134) 本社営業所	香川	・文書警告	別添①
令和7年11月19日	一般貸切 (貸切バス)	つばめ観光有限会社 (法人番号3480002005921) 本社営業所	徳島	・文書警告	別添②
令和7年11月26日	一般貸切 (貸切バス)	株式会社南原興産 (法人番号7470001011447) 本社営業所	香川	・文書警告	別添③

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和7年11月12日
事業者の氏名又は名称	鳳凰国際観光株式会社(法人番号3470001017134)(代表者 辛淑婉)
事業者の住所	香川県高松市香南町岡352番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県高松市香南町岡352番地1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和7年10月17日に、監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録に記載すべき事項が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和7年11月19日
事業者の氏名又は名称	つばめ観光有限会社(法人番号3480002005921)(代表者 杉山明子)
事業者の住所	徳島県名西郡神山町阿野字五反地292番地1号
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県名西郡神山町阿野字五反地292番地1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和7年10月31日に、監査方針に基づき監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運送引受書に記載すべき事項が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項) (2)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(運輸規則第28条の2第1項)</p>
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和7年11月26日
事業者の氏名又は名称	株式会社南原興産(法人番号7470001011447)(代表者 南原茂夫)
事業者の住所	香川県東かがわ市落合1番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県東かがわ市落合1番地1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和7年10月30日及び同年11月6日に、監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。 (1)運送引受書に記載すべき事項が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。